

西新井陸橋長寿命化工事に伴う環七通りの 24 時間連続交通規制の延伸について

～平成 29 年 11 月初旬まで、引き続き二車線に規制します～

西新井陸橋付近の環七通りの 24 時間連続車線規制（四車線から二車線への交通規制）については、平成 29 年 3 月 10 日付「西新井陸橋長寿命化工事に伴う環七通りの交通規制の延伸について」にて、平成 29 年 10 月末までの予定とお知らせして参りましたが、台風等の影響で工事が遅延しており、平成 29 年 11 月初旬に四車線開放の見込みです。引き続き、工事へのご理解と迂回等のご協力をお願いします。

また、24 時間連続規制終了後も、橋梁下での工事のほか、橋梁上においても夜間車線規制による工事を平成 30 年 3 月にかけて予定しております。四車線開放後も、引き続き工事が続きますが、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 長寿命化工事の概要

床版の取替え：コンクリート製の床から鋼製の床に取り替えることにより、耐久性・耐荷性を向上させるとともに、橋全体の耐震性を向上させ、橋の寿命を延ばします。

2 規制区間

環七通り「西新井陸橋」付近

足立区栗原三丁目～同区梅島三丁目（規制延長 最大約 450m）

3 規制期間

平成 27 年 1 月 31 日（土）～平成 29 年 11 月初旬

4 規制内容

四車線から二車線への交通規制（24 時間）

5 その他

24 時間連続規制終了後は、夜間のみの交通規制による工事があります。

問い合わせ先

第六建設事務所 補修課

（直通）03-3882-1159